



身に覚えのない料金の請求 (架空請求) にご注意!!

請求はがきや電子メール、SMS(ショートメッセージ)などで「身に覚えのない請求書が送られてきた」「使用した覚えがないのにサイト利用料を請求された」というような架空請求に関する相談が増えています。

「執行官の立会いの下、給料・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「法的手続きに移行」など不安をおおるような脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたってコンテンツ利用料金などを請求されたりする場合があります。

請求ハガキなどに書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。

架空請求の手口の流れ



突然通知

はがきやメール、SMSなどに電話番号やURLを記載して、連絡するよう誘導



通知に書かれた電話番号に電話しないで！
メールなどに書かれたURLをクリックしないで！

電話をしたり、URLをクリックしたりすると



支払要求

着手金・示談金・供託金などの名目で支払いを要求



「急がないと裁判になりますよ」「後日返金されますよ」「弁護士に問い合わせてください。電話番号は××××××××××××××××」と、不安をおおって第三者の電話番号に誘導することもあります。

支払いを承諾すると



支払指示

プリペイドカードやコンビニ端末で支払いを指示



「コンビニでカードを買って、カードの番号を教えてください」「コンビニの端末から出てくる支払い用紙を持って、レジで支払ってください」など、支払いを指示してきます。

一度支払ってしまうと



さらなる支払要求

弁護士や裁判の相手を名乗る者から、さらなる支払いを要求



「和解できない！ふざけるな」「自宅に行くぞ！家族に迷惑がかかるぞ」「他にも未払いがありました」など、次々と電話が掛かってきます。

さらに支払ってしまうと

被害高額化

※他にも、さまざまな架空請求の手口があります。



対策

まずは**無視する** → 間違っても**連絡しない** → 不安な時は**相談する**(消費生活センター)

これ以上、電話番号などの個人情報は知らせない

請求郵便などが実際に届いている場合、悪質業者はあなたの名前と住所を知っていることとなります。同様に、電子メールやSMSが届いた場合は、悪質業者はメールアドレスや電話番号を知っていることとなります。

そこに新たな個人情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。個人的な情報を知られないようにしてください。

証拠は保管しておく

今後何らかのアクションが悪質業者からあり得るので、請求はがき・封書・電子メールなどは保管しておきましょう。

警察へ届け出をする

根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届け出しておきましょう。

分からないことは、消費生活センターに相談を!!